

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、より安定した職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定教育訓練講座を受講・修了した場合に受講費用の一部を支給します。

■対象者

20 歳未満の児童を養育するひとり親家庭のお母さん又はお父さんで、次のすべての要件を満たす方

- ☐ 可児市内に住所がある
- ☐ 母子・父子自立支援プログラムの策定または、それに準ずる自立に向けた支援を受けている方(※1)
- ☐ 就業経験、技能、資格の取得状況などから判断して講座を受けることが、適職に就くために必要であると認められる
- ☐ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない

※1 講座の指定申請時に事前面談を行い、個々の生活状況、受講する講座における資格取得等の目標設定、受講修了後の就労計画等について聞き取りを行い、アセスメント・支援計画に関する書類を作成します。

■対象講座

- ① 雇用保険制度の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」の指定講座
- ② 雇用保険制度の「専門実践教育訓練」の指定講座

※対象講座は厚生労働省のホームページで確認できます。「教育訓練給付検索システム」で検索

教育訓練 検索



■対象経費

- ☐ 受講開始時に支払う入学金・登録料
- ☐ 受講料、教科書代、教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む)

※検定試験の受講料、補講等にかかる受講料、施設が実施する各種行事参加費用、交通費、パソコン等の器材購入費、クレジットカード契約の場合の金利・手数料等は対象となりません。

■支給額 (上記対象経費の額における支給割合)

	一般教育訓練 給付金 (上限 20 万円)	特定一般教育 訓練給付金 (上限 20 万円)	専門実践教育 訓練給付金 (上限 40 万円×修学年数)	
			受講修了後	1年以内に就職 (追加支給分)
雇用保険制度で の受給資格あり	40% (ハローワーク 20%)	20% (ハローワーク 40%)	10% (ハローワーク 50%)	5% (ハローワーク 20%)
雇用保険制度で の受給資格なし	60%	60%	60%	25%

※いずれの場合も1万2千円を超えない場合は支給できません。

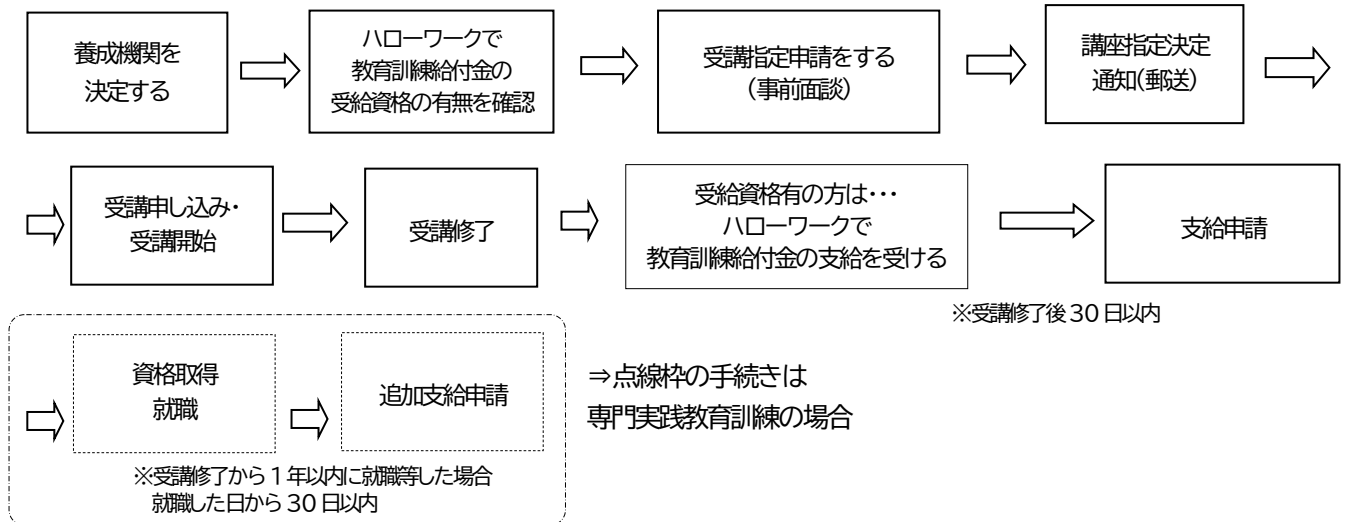
※雇用保険制度(ハローワーク)から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その額を差し引いた額となります。

※専門実践教育訓練を受講した方で、受講修了日の翌日から1年以内に、教育訓練に係る資格を取得かつ就職をした場合は、追加支給が受けられます。

■利用方法

- 講座開始前に、講座の指定申請が必要です。
- 講座の指定申請時に面談を行います。(個々の生活状況、受講する講座における資格取得等の目標設定、受講修了後の就労計画等について聞き取りを行います。)
- 講座指定前に、必ずハローワークで雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格の有無についてご確認ください。

【手続きの流れ】



■申請手続き

●講座指定申請…受講開始日までに、申請の手続きが必要です。

- ①申請者と対象児童の戸籍謄本
- ②世帯全員の住民票
- ③受講講座のパンフレット等
- ④マイナンバーの分かる書類と本人確認書類(運転免許証など公的機関が発行しているもの)
- ⑤教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワークで発行されるもの)

●支給申請…受講修了の日の翌日から 30 日以内に、申請の手続きが必要です。

- ①申請者と対象児童の戸籍謄本
- ②世帯全員の住民票
- ③受講対象講座指定通知書
- ④教育訓練給付金対象講座修了証明書
- ⑤教育訓練経費の領収書(訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収印の記載があるもの)
- ⑥申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- ⑦マイナンバーの分かる書類と本人確認書類(運転免許証など公的機関が発行しているもの)
- ⑧教育訓練給付金支給(不支給)決定通知書(ハローワークで発行されるもの)

※①②については、ひとり親家庭の親であることが確認できる他の書類(児童扶養手当証書)がある場合は、省略することができます。

※③については、市で確認できる場合は省略することができます。

【お問い合わせ先】 可児市子育て健康プラザ mano(マーン)
子育て支援課 家庭相談係 TEL:0574-62-1111